

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池田豊人

### 香川県広域水道企業団企業管理規程第5号

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の特殊勤務手当に関する暫定措置規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>令和6年3月31日</u>までの間の措置として、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第14条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 略</p> <p>附 則</p> <p>2 この規程は、<u>令和6年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>令和5年3月31日</u>までの間の措置として、香川県広域水道企業団職員の給与に関する規程（令和2年香川県広域水道企業団企業管理規程第3号）第14条の規定に基づき、特殊勤務手当に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特殊勤務手当の種類等)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額及び支給方法は、次の各号に掲げる所属の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める構成団体から派遣された職員の例による。</p> <p>(1) 次号に掲げる所属以外の所属 香川県</p> <p>(2) 高松ブロック統括センター 高松市</p> <p>附 則</p> <p>2 この規程は、<u>令和5年3月31日</u>限り、その効力を失う。</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。